

令和 1 年 5 月 2 2 日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 教育資金の一括贈与に係る非課税制度

この制度は、30歳未満の方「受贈者」が、教育資金に充てるため金融機関等との一定の契約に基づいて受贈者の祖父母など直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた時、一定の要件を満たした場合に贈与税が非課税となります(令和33年3月31日まで2年間延長され大幅な改正が行われました)。

### (1) 受贈者の所得制限の改正

この制度の受贈者は、金融資産の多い親や祖父母をもつ子や孫が多く、より高い教育を受け所得が高額となるものも多かったとして、高額所得者に優遇税制を適用するのは格差の拡大に繋がると考え、銀行等に信託する年の前年の受贈者の合計所得金額が1000万円超の場合は、適用できないこととされました。

(平成31年4月1日以降に行なわれる信託等により取得する信託受益権から適用)

### (2) 教育資金の範囲の改正

従来、教育資金として預けたお金の使い方について学校等に対する支払いは1,500万円までは非課税で、学校等以外への支払い、例えば学習塾、スポーツ、ピアノ等の習い事などは500万円までの制限がありました。いずれも30歳までの支払いであれば認められていました。

改正では、23歳以上の者に係る学校等以外の者に支払われる教育に関するもので、例えば大学を卒業して就職したが医師になるために25歳で会社を退職して改めて予備校などに通った場合の授業料等は認められないことになった(教育訓練給付金の支給対象への支払いは除く)。

(令和31年7月1日以後に支払われる教育資金について適用される)

### (3) 契約終了日までに贈与者が死亡した場合の改正

この制度は、期間満了までの間に贈与者が死亡した場合でも、その教育資金の残額については相続税の課税価格には加算しないことになっていましたが、改正では、死亡前3年以内の贈与で本制度の適用を受けたことがあるときは、一定の要件に該当した場合は相続または遺贈により取得したとみなして相続税を課税されることになりました。

(平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合に適用、ただし、同日前の取得教育資金残額には適用しない)

### (4) 教育資金残高にたいする課税の改正

受贈者が30歳に達して教育資金の残額がある場合は贈与税の課税を受けることになっていましたが、改正では30歳を過ぎても引き続き学校に在学しているなど一定に要件に該当しなくなるまでは残額についての課税はない。ただし、それ以前に40歳に達した時点で残額に対して贈与税の課税を受けることになりました。(令和元年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合に適用)